平成２１年（フ）第７６２２号
大阪市東住吉区田辺６丁目３番８号
債務者　尾﨑　　学
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赫　　高規
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４７９号
福岡市南区塩原３丁目20番23号
債務者　水﨑真佐子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４６７号
函館市美原２丁目25番１号
債務者　逸見美弥子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６９号
函館市富岡町１丁目47番20号
債務者　小島　邦昭
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７５号
函館市美原１丁目38番10号
債務者　西山　良樹
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７６号
函館市宮前町34番28―305号
債務者　西山　秀樹
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７１号
群馬県太田市小舞木町464番地１　シティハウス太田205号
債務者　髙橋　美香（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２２１号
群馬県太田市大久保町214番地245
債務者　福井　保雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４６９号
名古屋市港区稲永５丁目11番２―204号　稲永港湾宿舎
債務者　諏訪　竜助
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５３８号
愛知県日進市岩崎台３丁目801番地　コーポK203
債務者　佐藤　慶史
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１７号
名古屋市守山区八反７番９号　ユーハウス第６守山203号
債務者　中田　優子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８号
和歌山県日高郡みなべ町埴田1516番地10
債務者　濵端　武志
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３１号
岩手県宮古市近内第10地割146番地２
債務者　上野佳奈子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第６４号
岩手県下閉伊郡山田町境田町15番30号
債務者　高橋　露樹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第６５号
岩手県下閉伊郡山田町山田第17地割50番地15
債務者　佐々木政彦
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第１２２号
島根県出雲市天神町877番地５
債務者　堀江　史朗
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２６号
島根県大田市大田町大田ロ191番地３
債務者　泉川　のび
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

債権者集会等続行期日

平成２０年（フ）第７４号
熊本県人吉市駒井田町1057番地
破産者　長岡　敬一
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成21年12月11日午前10時30分と定める。
平成21年10月14日　熊本地方裁判所人吉支部